

第179回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和5年3月23日（木） 16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

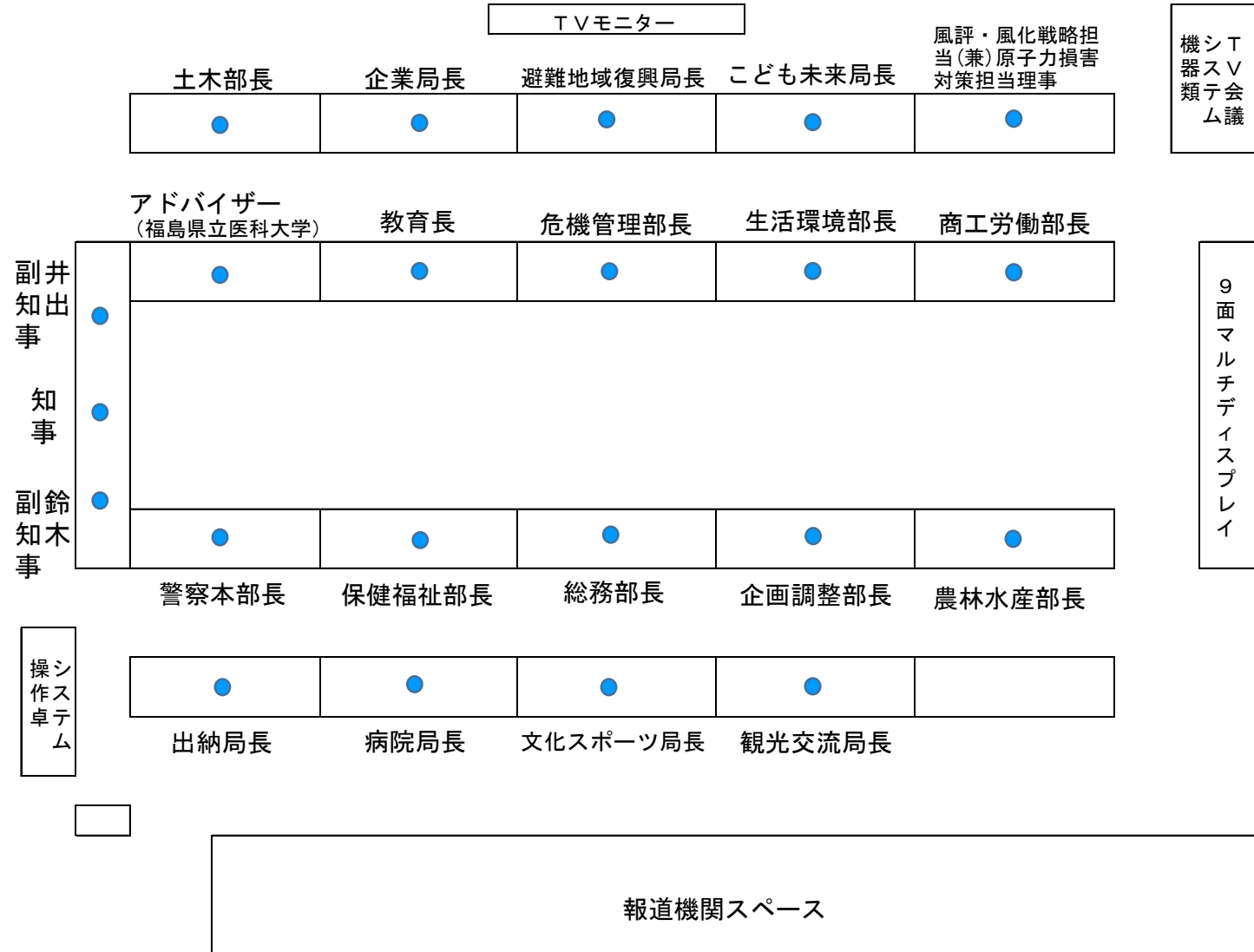
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 レベル1への引き下げについて
- 【資料3】 「5類」感染症への位置づけ変更に伴う対応について
- 【資料4】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料5】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料6】 感染拡大防止のための基本対策について
- 【資料7】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第179回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	安 齋 浩 記	
5	危 機 管 理 部	部 長	渡 辺 仁	
6	企 画 調 整 部	部 長	橋 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	松 本 雅 昭	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	永 田 嗣 昭	
9	生 活 環 境 部	部 長	久 保 克 昌	
10	保 健 福 祉 部	部 長	國 分 守	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	小 笠 原 敦 子	
13	観 光 交 流 局	局 長	市 村 尊 広	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	曳 地 利 光	
16	出 納 局	局 長	金 子 市 夫	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	山 寺 賢 一	
19	病 院 局	局 長	三 浦 爾	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	大 沼 博 文	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県 立 医 科 大 学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	伊 藤 賢 一	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	次 長	半 澤 浩 司	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	郡 司 博 道	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医 療 対 策 班 長	金 成 由 美 子	
6	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和5年3月22日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	403,577人
(うち死亡者数)	844人)

(年代別)

10歳未満	60,753人
10代	59,513人
20代	48,177人
30代	61,768人
40代	60,077人
50代	40,562人
60代	30,995人
70代	20,391人
80代	13,853人
90歳以上	7,477人
その他	11人

○入院・入所者数の状況

確保病床入院者数	95人 A
(うち重症者数)	2人) B
(参考) 確保病床外の入院者数を含めた入院者数	162人 C
宿泊療養施設入所者数	20人

【病床等の状況】

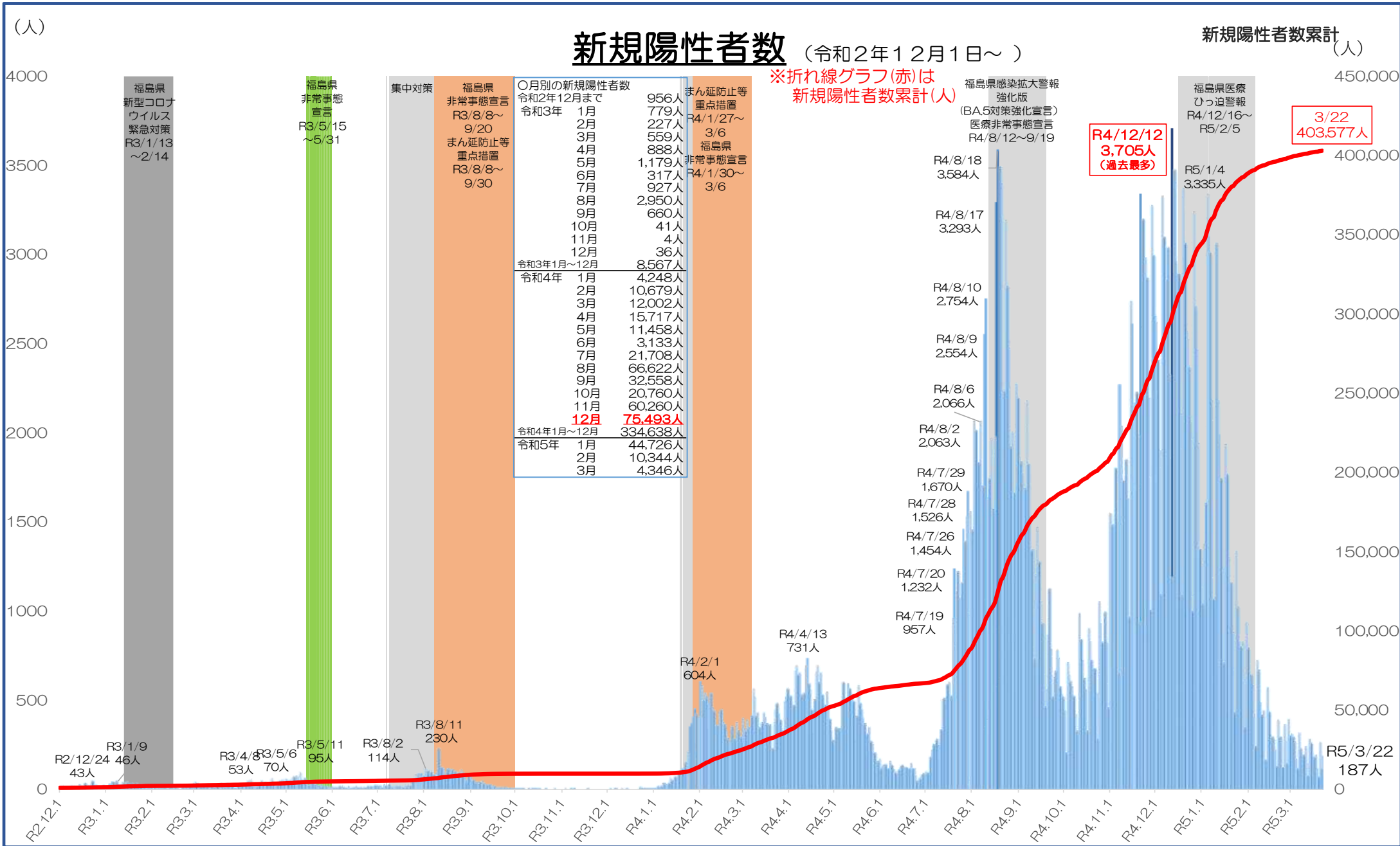
即応病床数	669床
確保病床数 (通常時最大)	766床 D
(緊急時最大)	842床
(うち重症者用病床数)	46床) E
確保病床使用率	12.4% F
(うち重症者用病床使用率)	4.3%) G
確保病床外の入院者を含む病床使用率	21.1% H
宿泊療養確保室数 (稼働室数)	1,224室

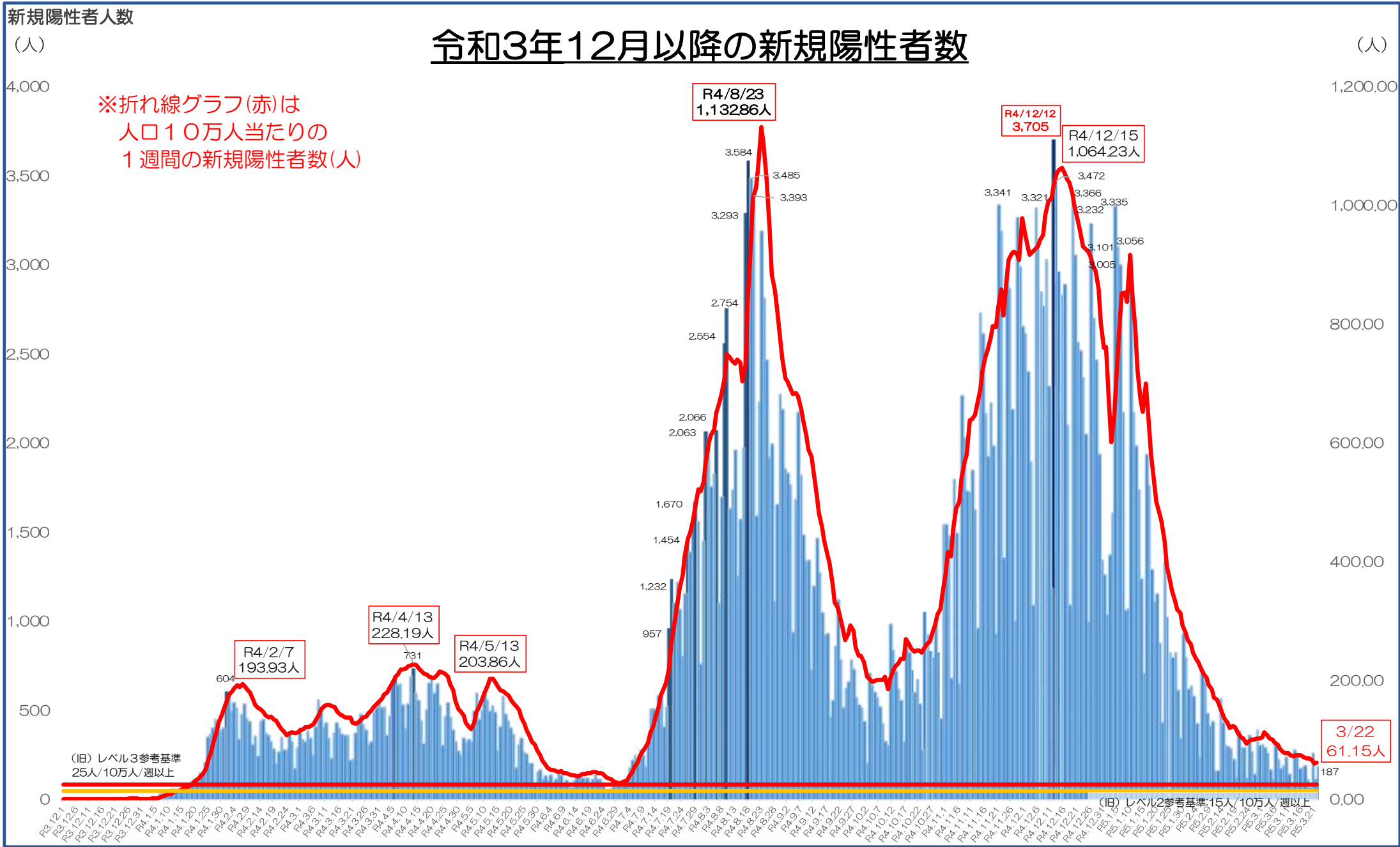
算定式

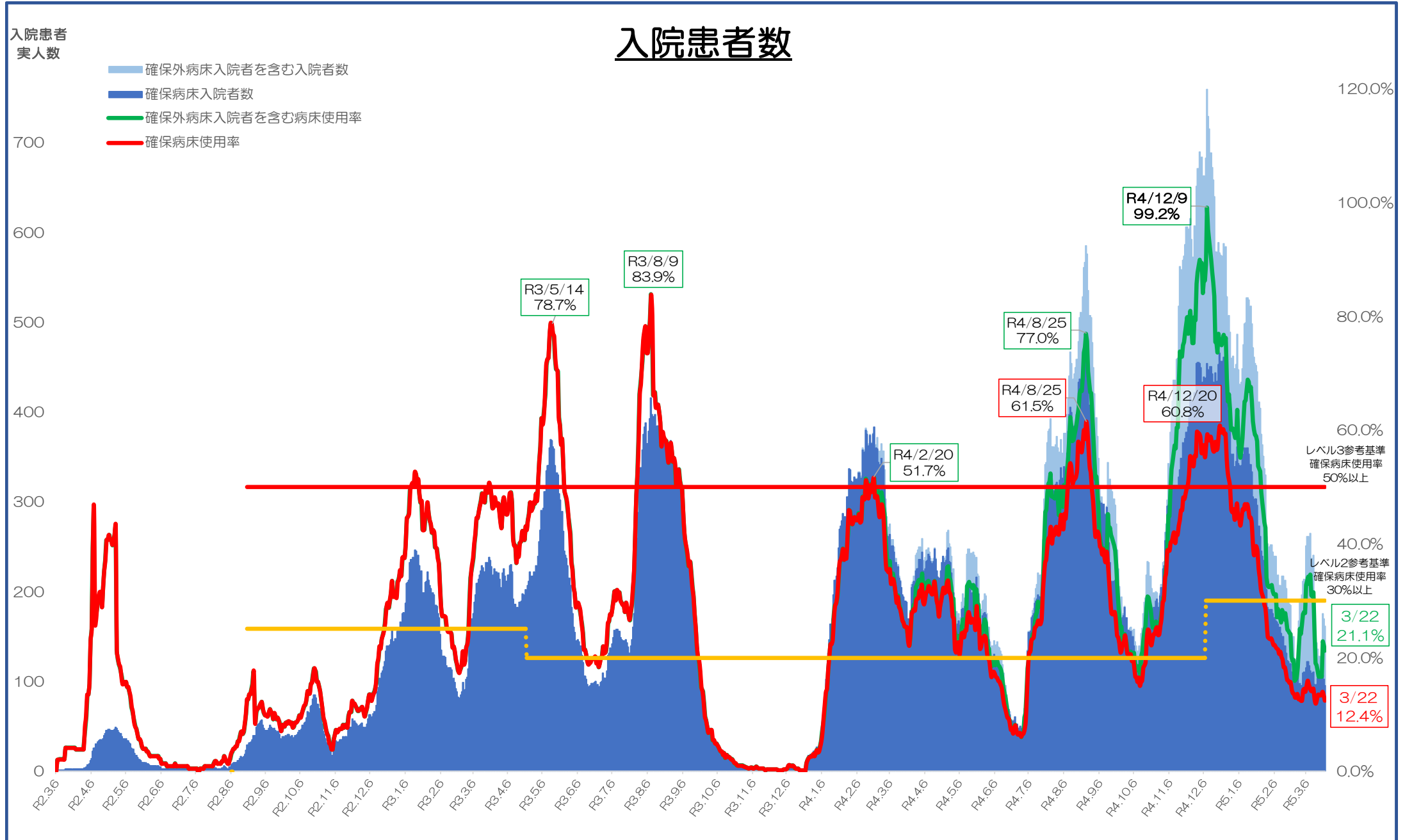
$$F=A/D\times 100$$

$$G=B/E\times 100$$

$$H=C/D\times 100$$



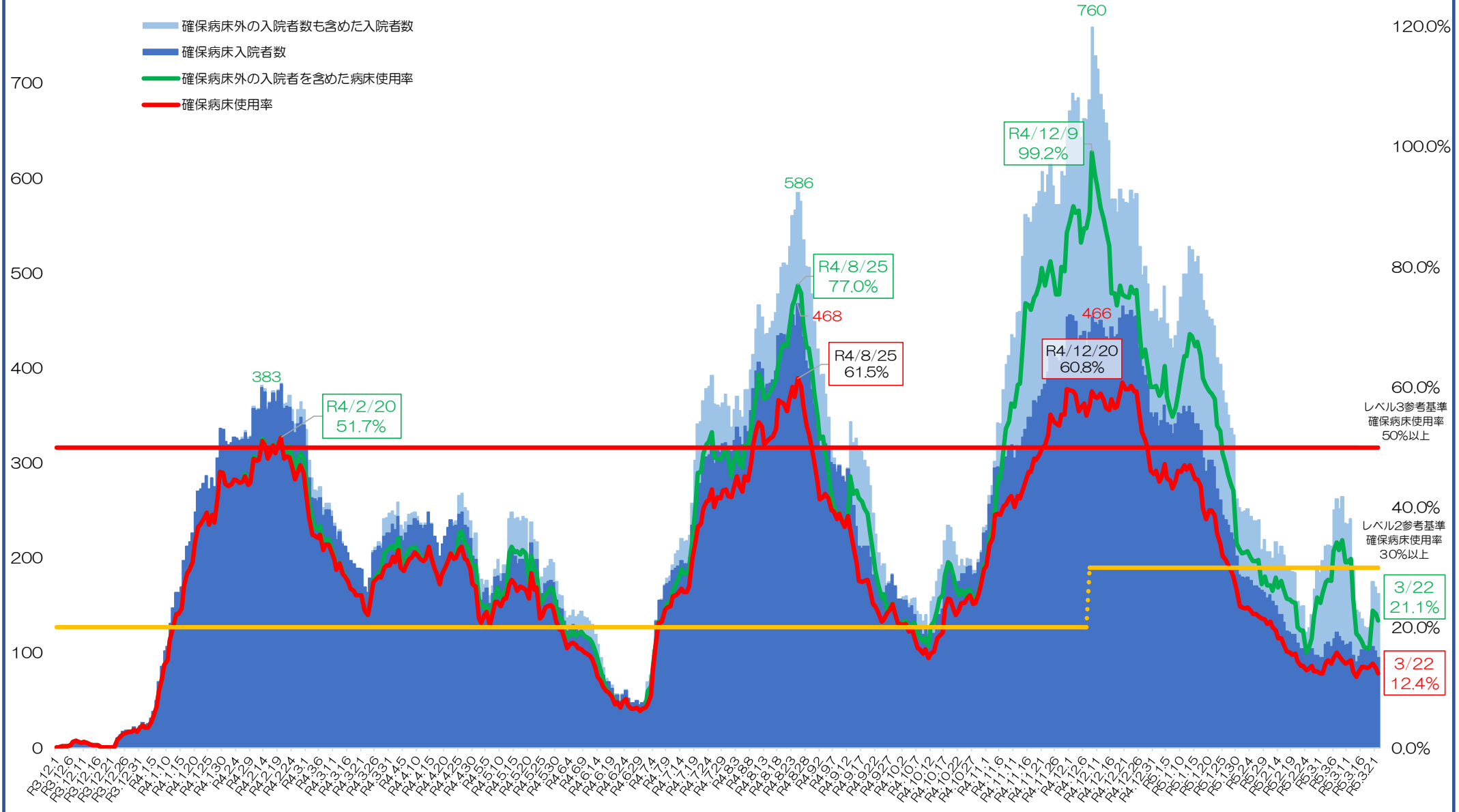




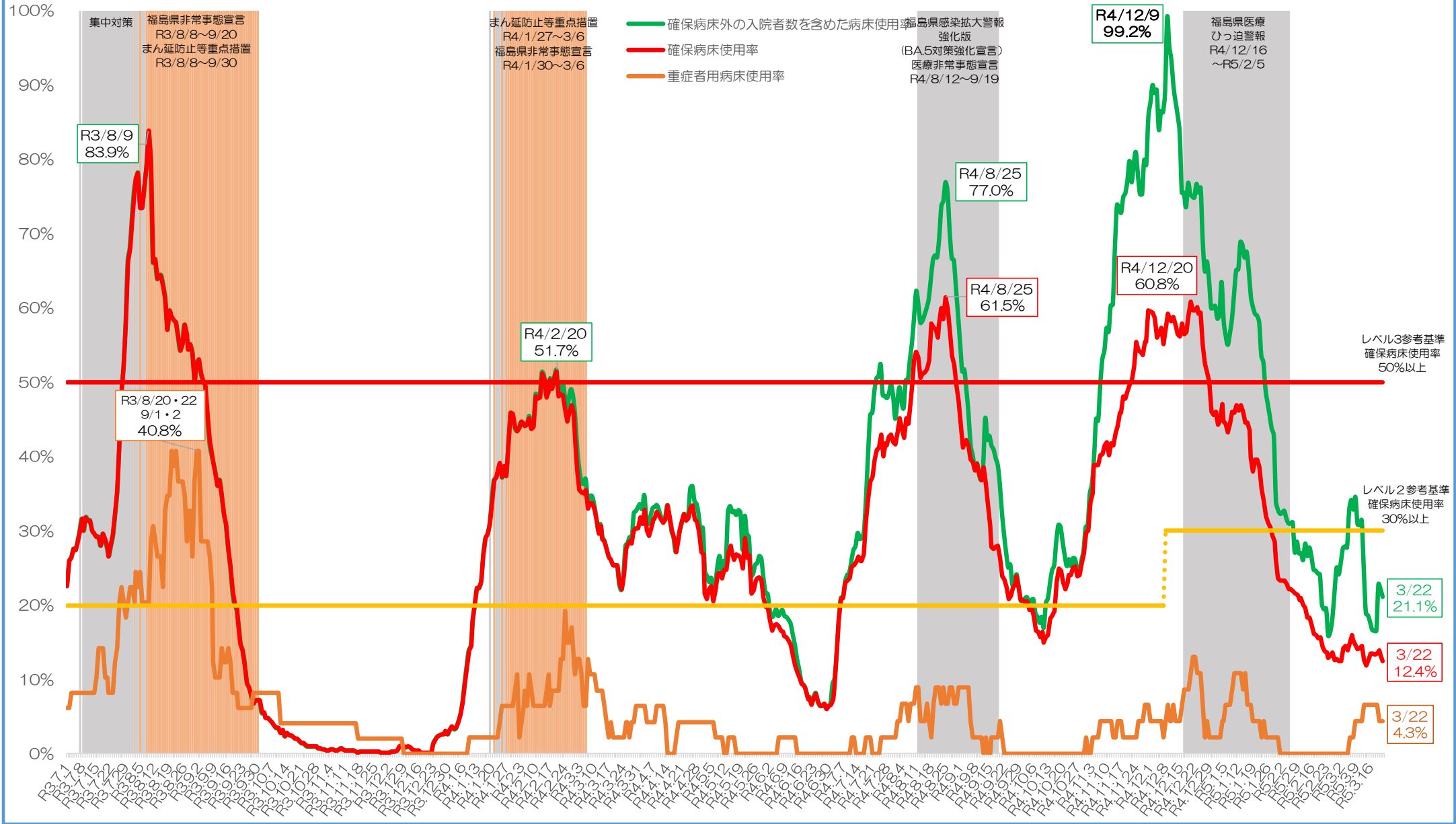
令和3年12月以降の病床利用率及び入院患者数

入院患者
実人数

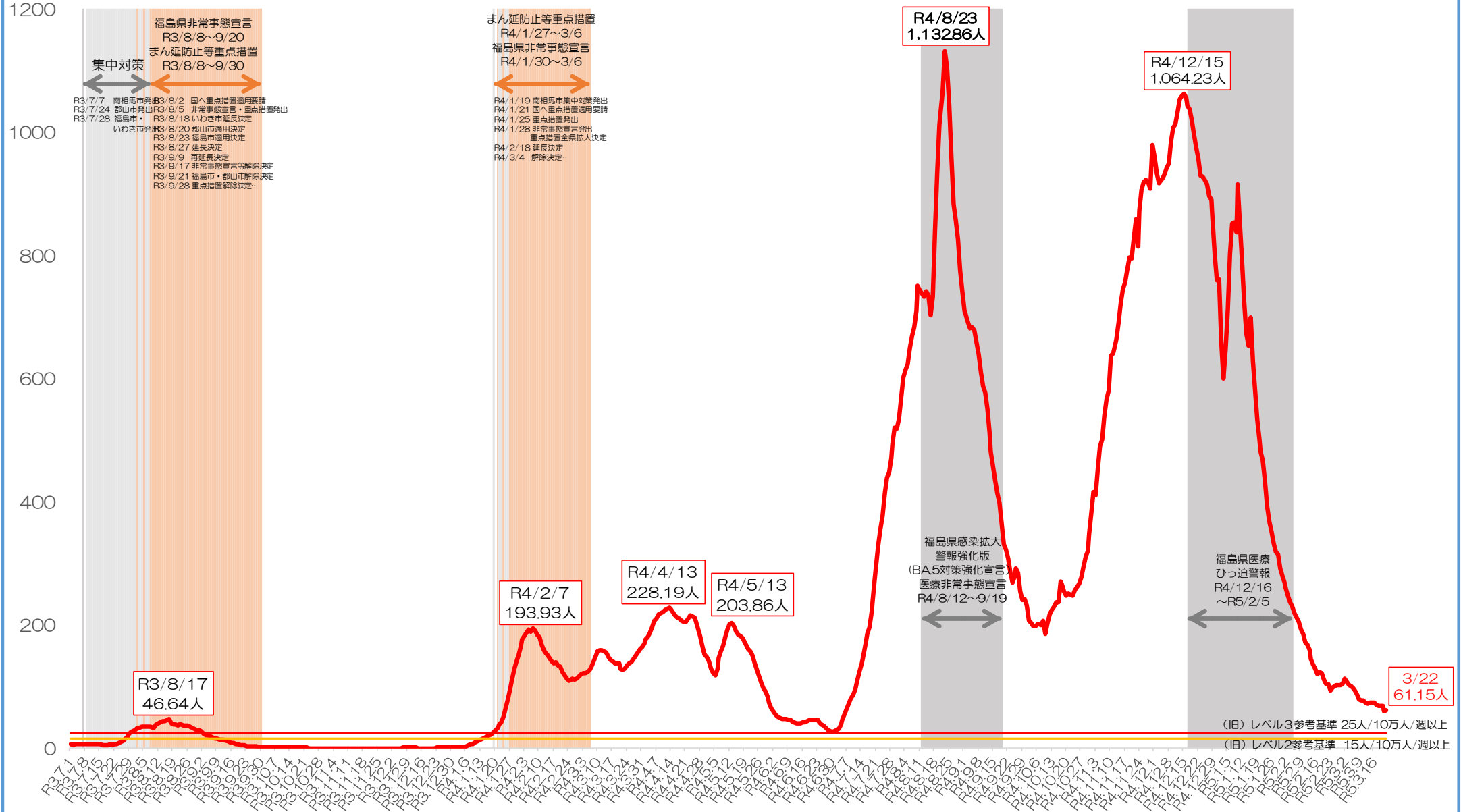
- 確保病床外の入院者数も含めた入院者数
- 確保病床入院者数
- 確保病床外の入院者を含めた病床利用率
- 確保病床利用率



病床使用率及び重症者用病床使用率



人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



レベル1への引き下げについて

資料2

日付	レベル	指 標			参 考 事 象	
		確保病床 使用率 (%)	(参考) ※ 確保病床外の入院者 を含めた病床使用率 (%)	重症者用 病床使用率 (%)	発熱外来患者 の状況 (一週間の医療機関 報告新規陽性者数)	人口10万人あたり の1週間の 新規陽性者数
3月22日	1	12.4% 95床/766床	21.1% 162床/766床	4.3% 2床/46床	958人 (3/16~3/22)	61.15人 (3/16~3/22)
増 減						
先週(3/15)		12.5% (96床/766床)	18.7% (143床/766床)	6.5% (3床/46床)	1,121人 (3/9~3/15)	74.19人 (3/9~3/15)
増 減						
第8波最大 (確保病床使用率、確保病床外の入院者を含めた 病床使用率12/20、 重症者用病床使用率12/22)		60.8% (466床/766床)	75.0% (578床/766床)	13.0% (6床/46床)	15,948人 (12/9~12/15)	1064.23人 (12/9~12/15)
レベル1		概ね 0~30%		概ね 0~30%	レベル分類の判断については、確保病床使用率及び重症者用病床使用率に加え、上記の参考事象も考慮し、総合的に判断する。	
レベル2		概ね 30~50%		概ね 30~50%		

レベル1へ引下げる理由について

○3月13日からのマスク着用の見直し後も、各種指標はおおむね**減少傾向を維持**

○確保病床使用率が1月28日より国のレベル2の指標の30%を下回り、
3月に入ってからはおおむね**15%以下で推移**。

○発熱外来患者の状況は、福島県医療ひっ迫警報終了（2/5）時点では4,030人
（1/26～2/1）であったが、直近は958人（3/16～3/22）と**約1/4**に。

○その他の保健医療の負荷の状況

※ コロナに関連して休んでいる医師・看護師数

直近	<u>176人</u> （3/6～3/12）	1日当たり 25.1人
第8波最大	<u>1,843人</u> （12/5～12/11）	1日当たり263.3人

※ 救急搬送困難事案件数

直近	前年比 <u>162%</u> （3/13～3/19）	（今年度 76件、前年度47件）
第8波最大	前年比 <u>364%</u> （12/5～12/11）	（今年度142件、前年度39件）

○季節性インフルエンザは流行期（3/13～3/19：5.93）に入っているものの、
例年3月末で収束。

これらの状況を総合的に勘案し、レベル判断を「**レベル1**」とする。

※レベル1への変更に伴い、無症状の県民を対象とした無料検査（一般検査事業：原則レベル2以上で実施）は今月末をもって終了。

「5類」感染症への位置づけ変更に伴う対応について

項目	現状	5類変更後（5／8以降）
相談体制	○受診・相談センター等各相談窓口で対応	継続 ○受診等の相談機能は継続
外来診療体制	○症状がある方が受診するための診療・検査医療機関を県内688か所指定	拡充 ○幅広い医療機関で受診・検査ができる体制構築に向けて、未対応の医療機関での 診療体制を整備 ○症状がある方が受診するために指定されていた診療・検査医療機関でも引き続き対応
	○受診相談や対応可能な医療機関の公表	継続 ○受診相談や対応可能な医療機関の公表
入院受付体制	○入院が必要な患者を受け入れるための病床を確保（通常時最大766床）	拡充 ○幅広い医療機関で入院受け入れができる体制構築に向けて、未対応の医療機関での 受入体制を整備 ○入院が必要な患者を受け入れるための病床を確保
療養支援体制	○宿泊療養施設を確保・運営（1,224室）	終了
	○自宅療養者に対する必要な方への食料配送、届出対象者へのパルスオキシメーターの配送を実施	終了
	○療養時の健康観察・相談体制を整備	一部継続 ○療養時の相談体制は継続
治療費等の負担	<外来> ○検査・治療費の自己負担分を公費支援	一部継続 ○外来のコロナ治療薬の公費負担は 継続 ※一定期間経過後は（他の5類の疾病と同様に）自己負担
	<入院> ○入院医療費の自己負担分を公費支援	一部継続 ○入院医療費は高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円を減額 ※一定期間経過後は（他の5類の疾病と同様に）自己負担
発生動向把握	○医療機関からの報告をもとに陽性者の全数を把握（高齢者等の届出）	一部継続 ○特定の医療機関からの週1回の報告をもとに流行状況を把握（ 定点把握 ）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位5都道府県）

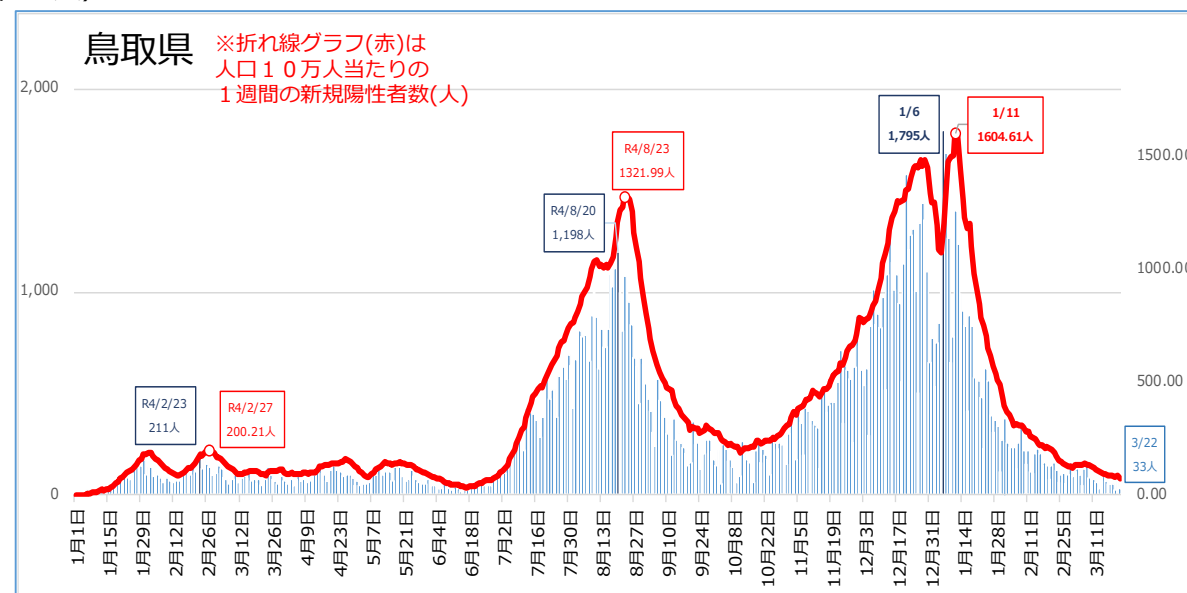
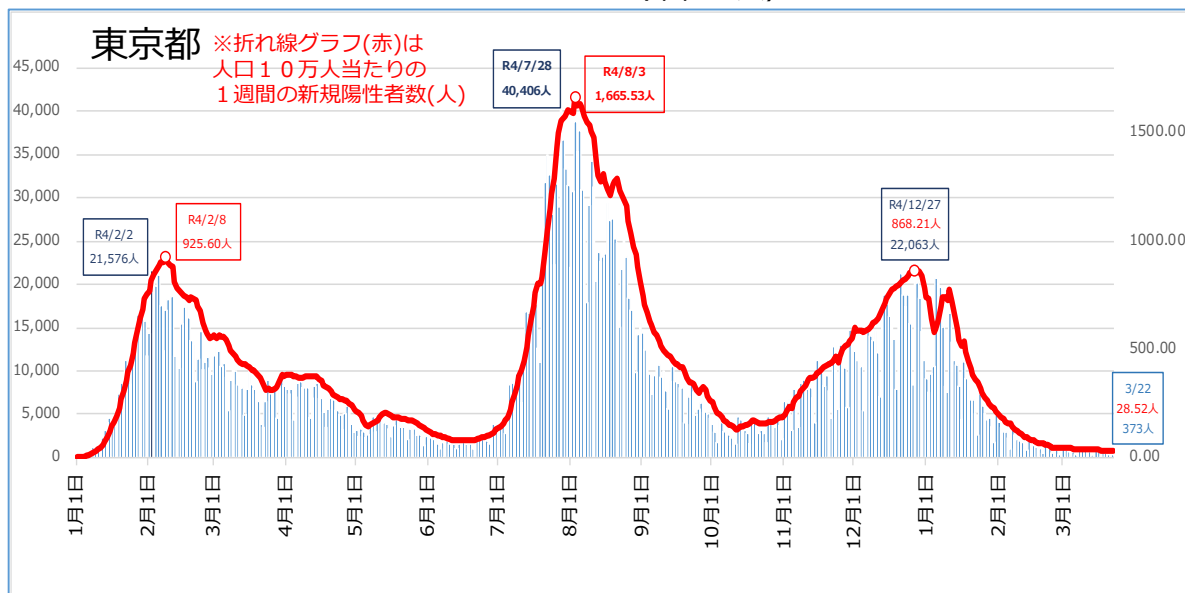
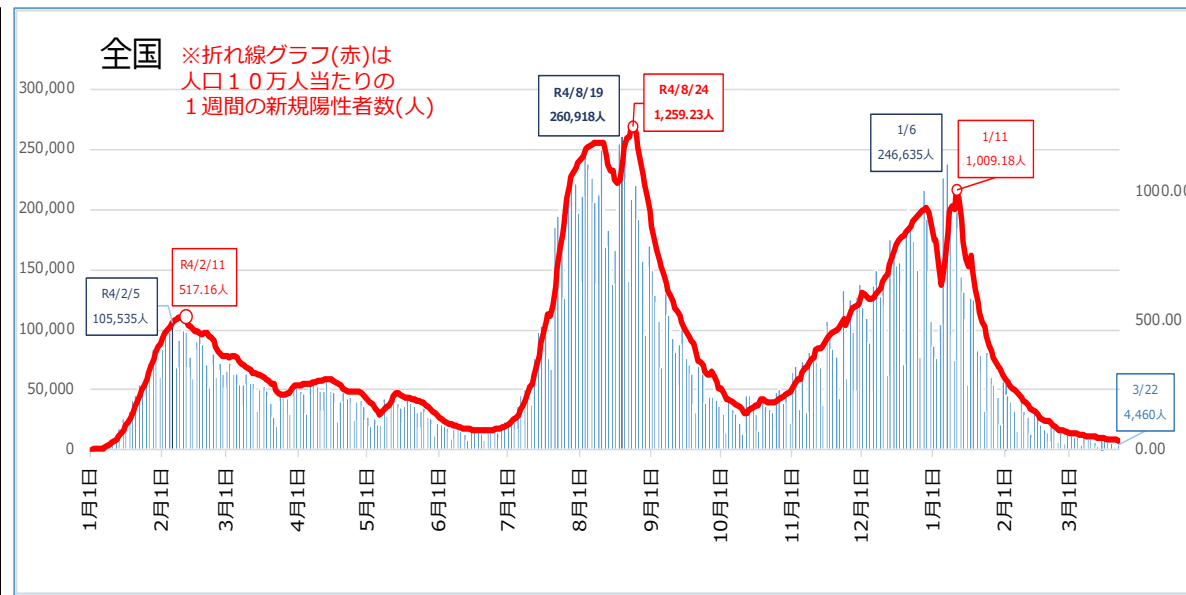
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	3/22公表分 (3/15~3/21)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 2/22~3/21の 新規陽性者数
1	東京都	4,007	20,616
2	大阪府	2,420	14,678
3	愛知県	2,339	14,019
4	神奈川県	2,334	12,395
5	埼玉県	1,970	11,048
14	福島県	1,109	6,038
	全国計	43,593	253,725

(単位：人)

順位	都道府県名	3/22公表分 (3/15~3/21)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	鳥取県	74.09
2	島根県	72.71
3	長野県	67.24
4	新潟県	63.24
5	山形県	60.58
6	福島県	60.50
	全国	34.56

(単位：人)



新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績（累計）（令和5年3月21日時点）

	接種回数	全人口に対する 接種率	（うち5歳以上11歳以下）	
			接種回数	対象人口に対する 接種率
合 計	6,194,312 回	-	111,756 回	-
うち1回目接種	1,621,499 回	86.2%	46,501 回	45.6%
うち2回目接種	1,603,609 回	85.3%	44,912 回	44.1%
うち3回目接種	1,390,505 回	75.5%	20,343 回	20.0%
うち4回目接種	1,034,954 回	-		
うち5回目接種	543,745 回	-		
オミクロン株対応ワクチン接種	997,536 回	54.2%		
全人口（または対象人口）		1,840,525 人		101,938 人

※ 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

※ 接種率は、死亡した方の接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

※ 従来株対応ワクチンによる4回目接種は、60歳以上の方や医療従事者等、接種対象者が限定されていたため、現時点において全人口に対する接種率は算出していない。

※ 3回目接種及び4回目接種の接種回数は、オミクロン株対応ワクチンの接種回数を含む。

注1： 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したものの。

注2： 3・4回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものの。

【参考】全国におけるワクチン接種回数・接種率の実績

令和5年3月21日時点

	全 体					オミクロン株対応 ワクチン接種	（うち5歳以上11歳以下）		
	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種		1回目接種	2回目接種	3回目接種
接種回数	101,494,429 回	101,008,633 回	86,275,403 回	58,251,624 回	30,329,245 回	55,986,304 回	1,761,084 回	1,702,823 回	670,144 回
接種率	80.6%	80.2%	68.5%			44.5%	24.1%	23.3%	9.2%

※実績はVRSより集計

今後の新型コロナワクチンの接種について



■ 特例臨時接種を令和6年3月末まで1年間延長（自己負担なし）

追加接種	R4 秋開始接種 ■オミクロン株対応2価ワクチン		R5 春開始接種 ■オミクロン株対応2価ワクチン		R5 秋開始接種 ■使用ワクチンは今後検討	
65歳以上の 高齢者	○	5 / 7 (日)まで	5 / 8 (月)から	○	9 月 か ら	○
5歳以上の 基礎疾患あり	○			○		○
医療従事者・ 介護従事者等	○			○		○
5歳以上で上記以外の 健全な方	○			接 種 対 象 外		接 種 対 象 外

※5歳～11歳の令和4年秋接種は9月まで延長

初回接種 (生後6か月以上)	○ ■従来型ワクチン使用
-------------------	--------------

県民の皆様へ 新型コロナウイルスワクチン接種に関するお願い



重症化予防はもとより、感染や発症を予防する目的で、オミクロン株対応2価ワクチンの追加接種が推奨されています。

○初回接種（1・2回目接種）が完了している12歳以上の方

○初回接種（1・2回目接種）がまだの方

○生後6か月～11歳のお子さん



オミクロン株対応ワクチンの追加接種をお願いします。
従来の1価ワクチンを上回る効果が期待されています。

※現時点で、オミクロン株対応ワクチンの接種は、1回になります。
過去の接種歴の違いにより、オミクロン株対応ワクチンの接種が、3回目、4回目、5回目になる場合があります。

県では、初回接種がお済みでない方等を対象にした、接種会場を設けています。

※ノバックス社ワクチン(従来型)を使用します。詳細は県HPをご覧ください。

乳幼児接種：ファイザー社の6か月～4歳用のワクチンを使用します。

小児接種：ファイザー社の5歳～11歳用のワクチンを使用します。

相談窓口

☎ 厚生労働省 新型コロナウイルスワクチンコールセンター

- ・フリーダイヤル：0120-761-770
- ・受付時間：9時～21時（土日祝日も実施）

☎ 福島県 新型コロナウイルスワクチン子ども相談窓口

- ・フリーダイヤル：0120-191-567
- ・受付時間：9時～20時（土日祝日も実施）

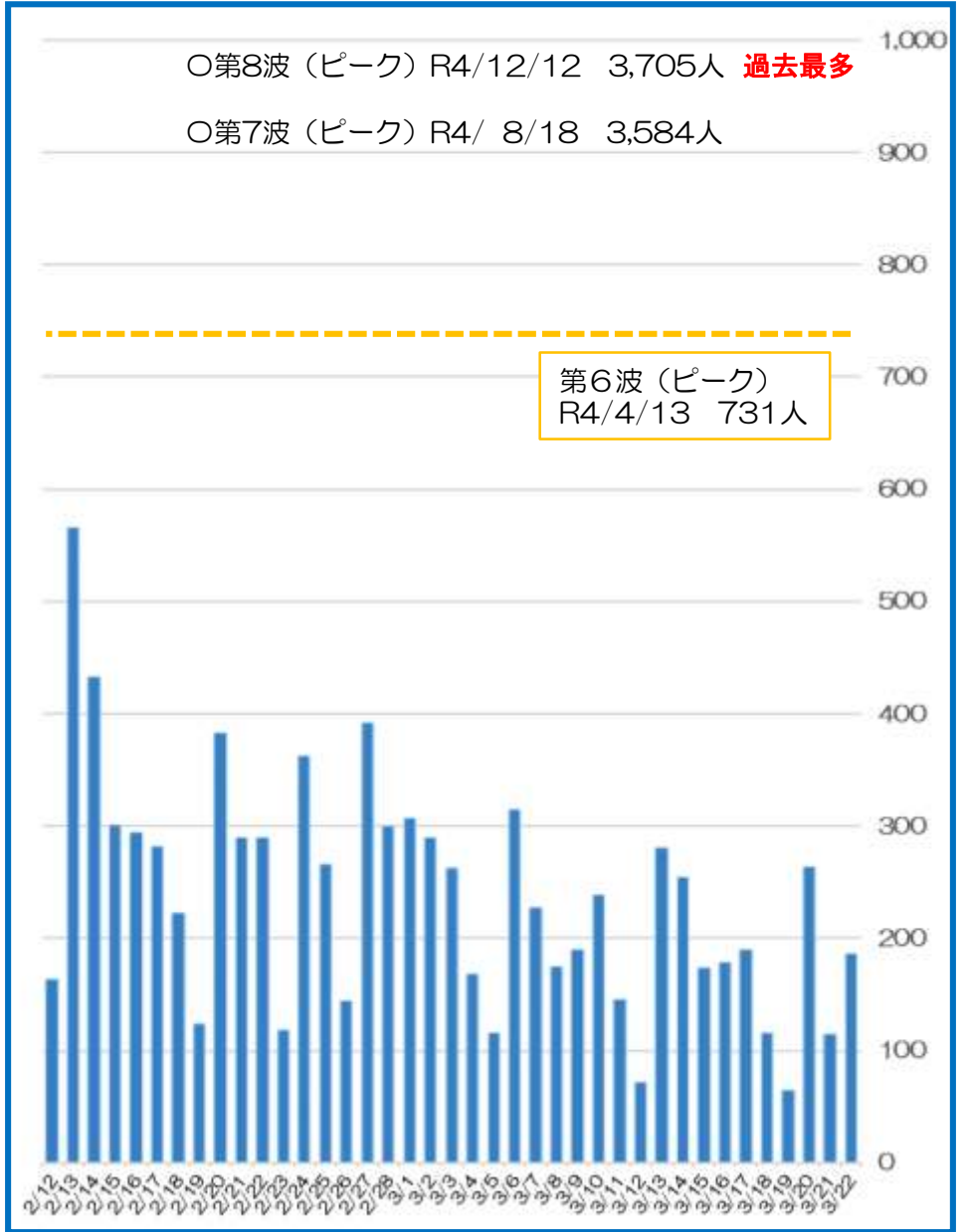
☎ 福島県 新型コロナウイルスワクチン副反応コールセンター

- ・フリーダイヤル：0120-336-567
- ・受付時間：9時～20時（土日祝日も実施）

減少傾向を維持していくため、引き続き感染対策をお願いします

新規陽性者数の推移（曜日別/日陽性者数）

令和5年3月22日現在							(単位: 名)
日	月	火	水	木	金	土	
2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	
165 (70%)	566 (78%)	433 (65%)	302 (62%)	295 (71%)	283 (64%)	224 (138%)	
2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	
125 (76%)	384 (68%)	290 (67%)	291 (96%)	119 (40%)	363 (128%)	267 (119%)	
2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	
145 (116%)	393 (102%)	301 (104%)	308 (106%)	291 (245%)	263 (72%)	169 (63%)	
3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	
117 (81%)	315 (80%)	228 (76%)	174 (56%)	191 (66%)	239 (91%)	146 (86%)	
3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	
73 (62%)	281 (89%)	255 (112%)	175 (101%)	179 (94%)	191 (80%)	117 (80%)	
3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	
66 (90%)	265 (94%)	116 (45%)	187 (107%)				



数字 前週より新規陽性者数が多い日（1倍以上2倍未満）

数字 前週より新規陽性者数が多い日（2倍以上）

マスク着用について



- 3/13から、マスク着用は屋内・屋外問わず、**個人の判断が基本**となりました。
- 感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、高齢者等重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、**マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用**することが推奨されます。
- 様々な理由から、マスクを着用できない方や、マスクを着用する必要がある方がいます。
一人一人が正しく理解し、思いやりのある行動をお願いします。

着用が効果的な場面

医療機関に行くとき



高齢者施設等に行くとき



混雑した乗り物の中



症状がある方

(その同居家族も含む)

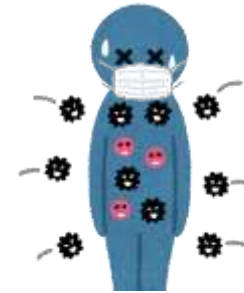
外出は控えてください。

通院等やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、**マスクを着用**



重症化リスクがある方

感染流行期に混雑した場所へ行く場合は、**マスクを着用**



事業者から呼びかけられたとき

マスク着用に御協力願います。



※事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスク着用を求める場合があります。

事業者の皆様へ

- 業種別ガイドラインを参考に、執務環境や業務内容等に応じた感染対策に引き続き御協力をお願いします。
- 事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスク着用を求めることは許容されます。





マスク着用の見直し後も気を付けたいこと

マスクの着用は3/13から個人の判断が基本となりましたが、**感染対策の必要性は変わりません！**

3密の回避

人と人との
距離確保

手洗い等の
手指衛生

換気の励行

マスクを外す場合には、より一層、上記の**基本的な感染対策の徹底**を！

また、**下記1～3**の取り扱いについても**変わりません**ので、引き続きご協力をお願いします！

1

陽性者の療養期間

症状のある方は発症後**7日目まで**。
(無症状の方は、検体採取日を0日目として7日目)



<感染リスクがある期間>

- 発症日から**10日目まで**は感染させるリスクあり。
- 症状のある・なしを問わず、発症日の**2日前**から感染させるリスクあり。

2

濃厚接触者の 自宅待機期間

陽性者との最終接触を0日目として、**5日目まで**。



- 7日目までは発症する可能性があるため、濃厚接触者となる家族同士などの接触にも注意が必要です。

3

コロナワクチン接種

重症化予防、感染や発症を予防するため、**接種**をご検討ください。

- オミクロン株対応ワクチンを使用した令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了します。まだ受けていない方のうち令和5年春開始接種の対象ではない方（健常な12歳以上65歳未満の方）で、接種を希望される場合には、必ず**令和5年5月7日までに**接種してください。

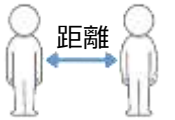
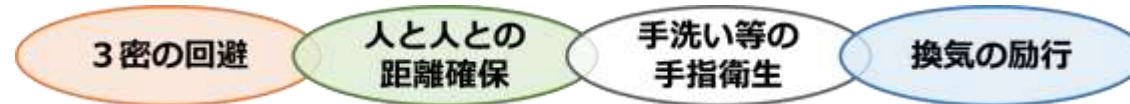


レベル1になっても引き続き感染対策を！

新規陽性者数が減少したこと等を踏まえレベル1に移行します。県民、事業者の皆様の御協力に感謝いたします。
ただし、レベル1になってもウイルスの特性は変わらないため、感染対策を続けていくことが重要です。

年度末年度始めは、進学・就職・転勤等に伴い、引っ越しや移動をされる方が増える等、生活スタイルが変わる時期です。

生活スタイルの変化に対応しながら、
基本的な感染対策の継続をお願いします。



4月から県外などに移動される方へ

- 移動による感染リスクが高まるため、**感染対策の徹底**を！
- 移動先の都道府県のホームページ等により、**移動先の感染情報の確認**を！
(検査キットの入手方法、受診できる医療機関、相談先等)



感染拡大防止のための基本対策

令和5年3月13日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり **基本的な感染対策**を**徹底**してください。



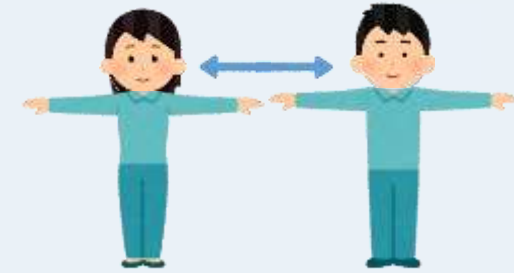
場面に応じて
マスクを正しく着用※
しましょう。
(不織布マスクを推奨)



こまめな手洗い、
手指消毒を徹底
しましょう。



窓を開けるなどして、
こまめな（できれば常
時）換気をしましょう。



人と人が触れ合
わない距離の確保

- ・ 高齢の方や、基礎疾患のある方は、
感染リスクの高い行動は控えましょう。



- ・ 家庭から感染が広がらないよう取り組みましょう。
- ・ 同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から
数日程度、出勤等を控えるなどの検討をしましょう。



マスクの着用が効果的な場面

- ・ **医療機関を受診**するとき
- ・ 医療機関や **高齢者施設等へ訪問**するとき



場
所

- ・ **通勤ラッシュ**など混雑した電車やバスに乗るとき
- ・ 重症化リスクの高い方が流行期に **混雑した場所**に行く時



- ・ **症状がある方、検査で陽性の方**は、外出を控える。
- ・ 通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。



人

- ・ **医療機関や高齢者施設等の従事者**は勤務中の着用を推奨。



留意事項等

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断を尊重する。
- ・ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかけるなど、強い感染対策を求めることがあり得る。

出典：
新型コロナウイルス感染症対策
の基本的対処方針
(R5.2.10 政府 新型コロナ
ウイルス感染症対策本部 決定)

2

**症状がある場合は登校・出勤を控え、
早めに受診してください。**



※発熱やのどの痛みなど少しでも症状がある場合、
早めに受診することが大切です。

かかりつけ医や診療検査医療機関※に相談してください。

※県ホームページで検索できます

福島県 診療検査医療機関

検索Q

相談先に迷う場合は受診・相談センター(Tel0120-567-747)へ

3

**会食時は、感染リスクが高まることから、
以下に十分注意してください。**

(テーブル間の距離もしっかり確保してください。)

控えてください！



体調不良で会食に参加



テーブル間の移動

・ **感染対策の徹底された飲食店を利用**してください。

※ お店側は「業種別ガイドライン」の遵守など、お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

**「ふくしま感染防止対策認定店」
をおすすめします！**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

新型コロナワクチンの接種を検討してください。

- ・ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、
「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
- ・ ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **事業継続計画（BCP）の再確認や策定**をお願いします。
- ・ **業種別ガイドライン等**を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

○「三つの密」が発生しない席の配置
○出演者や参加者等に係る行動管理

○人と人との距離の確保
○会場内の消毒や換気 など

イベントの開催

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、**「感染防止安全計画」**を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設の設置・管理者の皆さまにお願いします

- ・ 職員の方（ご家族を含む）の体調管理を徹底し、症状が疑われる場合は仕事を休み、速やかに受診できるように配慮をお願いします。

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、学生への周知と注意喚起をお願いします。

中学・高等学校

- ・ 感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策や学校外の感染防止対策にも、指導・注意喚起をお願いします。

小学校・放課後児童クラブ

- ・ 感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動での感染防止対策をとり、時間や場所の分散を図り、密集や近距離での活動に留意願います。

幼稚園・保育所・認定こども園等

- ・ 感染対策のマニュアル等を確認し、発育状況や活動状況等に応じて感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者・障がい（児）者施設

- ・ 感染対策のマニュアル等及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
4		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
5	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
6	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
7	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
8	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
9	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
10	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
11	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
12	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
13	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
14	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
15	R4/2/16	・ダルライザーを起用した子ども向けの感染対策動画の作成・ホームページでの周知	対策本部
16	R4/10/13	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第28版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

1) 感染拡大防止対策等

① 全般的な取組			
18	R2/6/17	・ 接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/9/11	・ 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
20	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を发出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
21	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
22	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を发出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
23	R2/12/9	・ 庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を发出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
24	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
25	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
26	R3/2/15～	・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
27	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
28	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
29	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
30	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
32	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
33	R3/11/25	・ 5,000人超かつ収容人数50%以上のイベントの開催に伴う感染防止安全計画の受付を開始	対策本部
34	R3/12/27	・ ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
35	R4/1/3	・ 無料検査(感染拡大傾向時の一般検査事業)の実施(～令和5年3月31日)※R5/2/24延長決定	対策本部
36	R4/7/29	・ 児童福祉施設等に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方針を知らせる文書を发出。	こども未来局
37	R4/12/16	・ 「福島県医療ひっ迫警報」に伴い、児童関連施設における感染症対策の徹底を依頼する文書を发出。	こども未来局
38	R4/12/16	・ 感染状況の新レベル分類の決定等を踏まえ、改訂した「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第7版>」を県立学校等に通知するとともに、市町村教育委員会にも送付。	教育庁

39	R4/12/16	・福島県医療ひっ迫警報を受け、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校における感染対策の徹底を依頼する文書を発出。	教育庁
40	R5/2/6	・「福島県医療ひっ迫警報」終了に伴い、基本対策に移行	対策本部
41	R5/3/13	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
42		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

43	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
44		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
45	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00~8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
46	R2/11/1~	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
47	R3/1/18~	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
48	R3/4/28~	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充	生活環境部
49	R4/4/28	・重症化リスクが低い自宅療養者の健康観察・相談業務を実施する自宅療養者等フォローアップセンターを開設	対策本部

2) 外来医療提供体制

50	R3/2/24~	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
51	R3/11/1~	・県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部
53	R4/8/22	・重症化リスクの高い方が適切に医療機関を受診できる体制を確保するため、重症化リスクがない方を対象に、医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」(医師配置)を設置	対策本部
53	R5/3/14	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、687機関を指定	対策本部

3) 検査体制

54	R2/9/1~	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
55	R4/5/20~	・県内の一日あたりのPCR等検査能力は通常最大時で11,500検体	対策本部、保健福祉部
56	R4/7/11	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が662となった。	保健福祉部
57	R4/7/29	・重症化リスクの低い濃厚接触者・有症状者に抗原定性検査キットを配布(実施期間:令和4年7月29日~当面の間)	対策本部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

58	R2/4/1~	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

59	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
60	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
61	R3/12/10	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床：通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設：最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション：2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部
62	R4/9/12	・入院待機ステーションを新たに会津若松市に設置	対策本部、保健福祉部
63	R4/11/1	・宿泊療養施設の稼働室数1,224室	対策本部
64	R5/3/1	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を見直し 病床：即応病床 669床 通常時最大 766床 緊急時最大 842床 (うち重症者用病床数 46床)	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

65	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

6) 医療人材の確保

66	R2/5/26	・[再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

7) 診療情報の共有

67	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
68	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

69	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
70	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
71	R4/10/1	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)及び伴走支援型特別資金の取扱期間の延長(令和5年3月31日融資実行分まで)	商工労働部

72	R4/10/11	・全国を対象とした旅行割引「福島県「来て。」割」の適用を開始	観光交流局
	R4/12/22	・年明け以降(R5.1～)の「来て。」割の予約受付を開始。(割引対象期間:1/10チェックイン～3/31チェックアウト)	
	R5/3/16	・「来て。」割の実施期間を4/28宿泊分(旅行会社経由は6/30宿泊分)まで延長。(割引除外期間:4/29チェックイン～5/8チェックアウト)	
	②世帯への貸付制度等		
73	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
	③相談体制		
74	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
75	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
76	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
77	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
78	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
	④農林漁業者への対応等		
79	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
80	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
81	R4/4/1～	・新型コロナウイルス及び人口減少により、令和4年以降も米価の大幅な下落が想定される中、主食用米から非主食用米等への大幅な転換を進めるため、農業者等による土地利用型作物の作付拡大の取組を支援する。特に、稲作と一部の機械や施設の共通化ができるなど、新たな取組に必要なコストの低減が期待できる麦、大豆といった畑作物については、その本作化を推進するために、水田における作付拡大への支援を強化する。	農林水産部
82	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。(※補助金受付の申請は令和4年12月31日で終了)	農林水産部
83	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
84	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

85	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
86	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
87	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部

88	R2/10/15	・特設WEBサイト「優しさは、心を結ぶ。」を開設。特設サイトのボタンをクリックして、優しさの気持ちをハートにして届け、共感の輪を広げる。	生活環境部
89	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
90	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を掲載	生活環境部
91	R4/12/1	・「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」の4コマ漫画を掲載した啓発冊子を作成し、学校へ配布(HPにも掲載)	生活環境部
2) 緊急事態宣言後の取組み			
92	R5/3/13	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定			
93	R5/3/13	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）
- 子どもの感染拡大防止重点対策が終了し、基本対策に移行したことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外においても基本的な感染対策を徹底すること（R4/6/13）
- 令和4年9月1日付け4健第6501号保健副支部長通知で、陽性者の療養期間等が見直されたことに伴い、以下の内容を各所属へ通知。（R4/9/14）
 - ・陽性者療養期間日数等の変更
 - ・濃厚接触者の把握方法
 - ・施設の消毒方法、自宅待機及び健康観察日数等
- 令和4年9月26日から全国一律で全数届け出の見直しが行われたことに伴い、「職員の新型コロナウイルス陽性者発生者報告書（適用：令和4年9月26日）」を改正し各所属へ通知。（R4/9/21）
 - ・年代、性別、症状の内容、陽性者との接触、職場の状況等の項目を削除
- 国においてマスク着用の考え方が見直され、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とされたことを受けて、県職員（知事部局及び労働委員会事務局）におけるマスク着用の考え方及び職場における感染防止対策の徹底について通知。（R5/3/9）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ こども未来局

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間及び健康観察の重点化について通知する文書を発出。（R4/7/29）
- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた児童関連施設における感染対策の徹底を依頼する文書を発出。（R4/11/14）

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた児童関連施設における医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮を依頼する文書を発出。(R4/11/21)
- 市町村に対し、「福島県医療ひっ迫警報」に伴う、児童関連施設における感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。(R4/12/16)

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備(出発、到着とも対応可)
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ(R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分)
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、福島県観光物産交流協会、県内観光協会、ビッグパレットふくしま、民泊事業者、福島空港、日本橋ふくしま館、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、県通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について周知。
- 観光庁「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」に基づく、本県における「陽性者発生時を含む緊急時の対応」をとりまとめ、コロナ本部と調整の上、ホームページに掲載。(R4/6/27)
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、観光庁「外国人観光客受入れ対応に関するガイドライン」(R4.9.2改訂)について周知。(R4/9/6)
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、10月11日以降の外国人観光客の受入れ対応(病気・怪我の際の対応フロー等)について周知。(R4/10/31)

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更(R2/5/22~)

(2) その他

- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
 使用期間：原則6ヶ月
 使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6~)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底
- 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について、県立学校に通知するとともに、市町村教育委員会にも参考として送付。(R5/2/13)

- 国から新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等に係る通知があったことを踏まえ、4月1日以降の学校教育活動にあっては、児童生徒や教職員にマスクの着用を求めないことを基本とするよう県立学校に通知するとともに、市町村教育委員会にも参考として送付。(R5/3/17)

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施